

業務委託契約書（案）

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、令和7・8・9年度 講習会事業に係る採点、受講者データ作成及び発送等業務（以下「本件業務」という）を甲が乙に委託し、乙がこれを受託するにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（委託業務）

本件業務の実施内容は次のとおりとする。

- (1) 甲が企画実施する講習会・研修会の試験の採点、受講者データ作成、及び修了証の作成等の業務、並びにこれに付随する業務
 - (2) 甲の指示する作業計画及び作業要領に従い、甲の必要とする成果物を乙の所有する電子計算機、プログラム、通信設備等を用いて作成する業務、並びにこれに付随する業務
 - (3) 講習会業務に関わる発送業務、付帯する荷役作業、並びにこれらに付随する業務
- 2 本件業務を遂行するにあたりシステムの開発（プログラムの変更等を含む。以下「システム開発等」という。）が発生する場合は、別途個別に契約を締結することとする。

第2条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

第3条（委託料及び支払方法）

本件業務の対価（以下「委託料」という。）は、別紙の「委託料」に定める。

- 2 乙は、委託料（システム開発等を除く）の計算を1ヶ月毎に行い、毎月末日に締め切り、甲に対し、請求金額の合計に消費税法所定の消費税を付加して請求する。甲は当該請求内容を確認のうえ、締切日の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。
- 3 前項の支払いに必要な振込手数料は、甲が負担する。

第4条（本件業務の遂行）

乙は、甲乙間で取り決めた日程を厳守して本件業務を遂行するものとし、遅延等の事故のないように十分配慮しなければならない。

- 2 原因事由の如何を問わず、万一日程とおり、本件業務の遂行ができないとみられるに至ったときは、乙は直ちにその旨を甲に報告するとともに、甲乙協力して必要な対策を講ずる。

第5条（主任担当者）

甲及び乙は、本件業務の主任担当者（以下「主任担当者」という。）を選任し、相互に相手方に通知する。主任担当者を変更する場合も同様とする。

- 2 甲及び乙は、本契約に定める事項のほか、本件業務の遂行に関わる相手方への要請、依頼、確認、資料等の提供・返還等を原則として双方の主任担当者を通じて行う。

第6条（資料等の提供）

甲は、本件業務の遂行に必要な資料、マニュアル、仕様書等（以下「資料等」という。）がある場合は、これらが無償にて乙に提供する。

- 2 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務の遂行に必要とする追加的な資料等の提供の要請があった場合は、甲乙協議のうえ、甲は乙に対し当該資料等は無償にて提供する。
- 3 前各項により、甲から乙に提供される資料等の内容の誤り、又は提供遅延によって生じた乙の本件業務の遂行遅滞及び納入物の契約不適合等の結果については、乙はその責任を免れる。

第7条（資料等の管理及び返還）

乙は、甲から提供された資料等を善良なる管理者の注意をもって保管、管理し、かつ、本件業務以外の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、甲から提供された資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複写、又は改変することができる。
- 3 乙は、本契約が終了若しくは満了したとき、又は契約期間中といえども甲が要求したときは、甲の指示に従い、資料等を遅滞なく甲に返還し、又は廃棄若しくは消去する。
- 4 前項に付帯して乙に費用が発生した場合、当該費用の負担については、甲乙双方の書面による合意に基づき別途定めることができる。

第8条（検査及び検収）

本件業務の遂行に際して乙から甲へ納入すべき成果物がある場合、納期、納入場所、その他の条件は甲の指示に従い履行するものとする。

- 2 乙は甲に対し成果物を納入し、甲は受領した成果物の検査を速やかに行い、検査結果を書面にて乙に通知する。
- 3 甲から乙への検査不合格又は検査続行の通知がなされないときは、検査合格とみなす。
- 4 本条の規定による検査合格をもって検収とする。
- 5 成果物の所有権は、委託料の完済をもって乙から甲へ移転する。

第9条（契約不適合責任）

本件業務の遂行に際して乙から甲へ納入すべき成果物がある場合、当該成果物が契約に適合しないことが引渡しから起算して2年以内に発見され報告されたときには、甲は乙に対し、相当の期間を定めて、当該期間内に修補を完了すべきことを請求することができる。ただし、当該契約不適合が乙の責に帰すべからざる事由に基づくときは、乙はその責を負わない。

第10条（機密保持義務）

本件業務にかかる機密情報、個人情報の取扱いに関しては、別途甲乙間で締結する「秘密保持契約書」に従う。

第11条（再委託）

乙は、本件業務の全部又は一部を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

- 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合には、当該第三者に対し本契約に基づき自己が有する義務と同等の義務を課すとともに、甲に対し当該第三者の行為について、当該第三者と連帯して責任を負う。

第12条（本件業務の内容変更）

甲は乙に対し、必要がある場合には書面により本件業務の内容を変更し、又は本件業務の一部を中止することを要求できる。この場合、当該変更内容等について事前に甲乙協議のうえ、別途変更契約を締結するか、若しくは書面によりこれを取り決める。

第13条（本件業務の一時停止）

乙は、本件業務用設備、通信回線等の保守その他工事等により、本件業務の遂行を一時的に停止せざるを得ない場合には、あらかじめその旨を甲に通知し、必要な範囲で本件業務を一時停止できる。

- 乙は、緊急やむを得ない場合には、甲に対する通知を要せず、直ちに本件業務を一時停止できる。

第14条（解約及び解除）

甲及び乙は、本契約の有効期間中に本契約を解約する場合は、6ヶ月前までに書面により相手方に申し出なければならない。

- 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときには、何らの通知催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除できる。

(1) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき

(2) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき

(3) 監督官庁から行政処分を受け、又は営業を停止したとき

(4) 自己振出若しくは自己引受の手形又は自己振出の小切手が不渡処分となったとき

(5) 資産、信用、支払能力に、本契約を履行し難い重大な変更が生じたときと客観的に認められるとき

3 甲又は乙は、相手方が債務の履行を怠り、かつ、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときには、本契約を解除できる。

4 甲又は乙は、自らが本条第2項各号又は本条第3項のいずれかに該当した場合は、相手方に対する一切の金銭債務につき、当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済する。

第15条（障害発生時の対応）

甲及び乙は、本件業務用設備、通信回線等の障害、その他本件業務の遂行の妨げとなる相当の障害が発生したことを知ったときは、直ちに相手方に通知するとともに、復旧までの臨時的代替策を含む復旧策等について協議決定し、乙は当該協議結果に基づいて速やかにこれに対処する。

第16条（不可抗力免責）

甲及び乙は、天災地変、戦争、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分等の不可抗力による当事者の管理能力を超えた債務の不履行等により生じた損害について、賠償の責を負わない。

第17条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、現実に被った直接且つ通常の損害に限り、相手方に対し、次項所定の限度内で、損害賠償請求できる。

2 前項に定める損害賠償額の上限は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、当該請求原因にかかる本件業務の運用開始日から損害が発生した時までの期間から1ヶ月の平均委託料を計算し、その平均委託料の3ヶ月相当額とする。

第18条（反社会的勢力との関係遮断）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐

欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと

(2) 自らの役員（代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと

(3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと

(4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前記に準ずる行為

2 甲又は乙は、本契約の有効期間内に相手方が前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除できる。この場合、本契約の解除に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、契約を解除した当事者は、何ら責任を負わないとともに、契約を解除した当事者に損害等が生じた場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第19条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第20条（残存条項）

本契約終了後といえども、第10条（機密保持義務）、第17条（損害賠償）、第21条（準拠法）、第22条（合意管轄裁判所）の定めは、引き続き効力を有する。

第21条（準拠法）

本契約における準拠法は、日本国法とする。

第22条（合意管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第23条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図る。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：東京都台東区上野三丁目24番6号
上野フロンティアタワー13階

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 関 荘一郎

乙：

(6) 資材費用 (共通資材関連)

作業項目		単位	単価 (1枚あたり)											
中分類	小分類		~499枚	500枚~	1000枚~	2000枚~	5000枚~	10000枚~	20000枚~	30000枚~	40000枚~	50000枚~		
資材	アンケート用紙	枚												
中分類	小分類	単位	~999枚	1000枚~	2000枚~	5000枚~	10000枚~	15000枚~	20000枚~	25000枚~	30000枚~	35000枚~	40000枚~	45000枚~
資材	修了証	枚												
	修了証発送用厚紙	枚												
	返送用 (終了証・不合格通知) 封筒	枚												

※郵送料は定形郵便及び定形外郵便物料金に簡易書留料金を加算のうえ、実費請求とする。また、宅配便着払い料は、実費請求とする。

※上記項目以外については別途見積りによる。